平成２９年（フ）第１０７号
熊本県合志市上庄1376番地
債務者　内田　由美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９９号
仙台市青葉区愛子東２丁目２番33号　サンフラワー愛子Ｂ202
債務者　鷲足めぐみ
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
茨城県東茨城郡茨城町大字常井622番地１
債務者　原田　秀子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７６号
茨城県常陸大宮市泉381番地の１　いづみガーデン101号室
債務者　木村　英樹
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０号
茨城県神栖市深芝429番地１　サンパレス105号
債務者　有山　　忍
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１６号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地124県営住宅６棟201号
債務者　加瀬　咲花（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１９号
三重県伊賀市平野北谷445番地　和　Ｅ　１階６号室、住民票上の住所三重県名張市夏見170番地３
債務者　稲岡　由朝
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２５号
三重県伊賀市千戸1174番地の412
債務者　勝原　敏信
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第８２号
兵庫県姫路市白浜町甲221番地１　姫路白浜住宅鉄筋２号棟505号室
債務者　笹山　忠義
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３７号
広島市西区庚午北１丁目５番２―202号
債務者　宮内麻里奈
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２０号
福岡県宗像市日の里３丁目16番地13　ジョイフルタウン日の里Ａ棟202号
債務者　岡部理沙子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５０号
福岡市早良区原団地24番306号
債務者　野上　紀子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７１号
佐賀県神埼市神埼町鶴2950番地２かんざき日の隈寮
債務者　丹羽三津夫
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番３―205号　県営牧港団地
債務者　松田　正男
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６１号
山梨県南アルプス市浅原196番地５　ハイツ今沢101号
債務者　望月　繁一
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
山梨県南アルプス市江原196番地５　ハイツリバティ102号
債務者　森　　勇夫
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
佐賀県鳥栖市宿町1454番地８、前住所京都府舞鶴市字森885番地１―103号
債務者　矢動丸未来
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係